

令和3年度

長崎県立特別支援学校入学者選考

## 実 施 要 領

- I 幼稚部
- II 高等部（虹の原特別支援学校高等部就業サービス科、  
希望が丘高等特別支援学校を除く。）及び  
高等部専攻科
- III 高等部（虹の原特別支援学校高等部就業サービス科、  
希望が丘高等特別支援学校）
- IV 高等部訪問教育
- V 付 録

長 崎 県 教 育 委 員 会

# 目 次

## I 特別支援学校幼稚部入学者選考実施要領

1	募 集	1
2	募 集 要 項	1
3	志 願 の 手 続 き	1
4	検 査 等	2
5	選 考	3
6	合 格 者 の 発 表	3
7	二 次 募 集	4
8	そ の 他	4
	県外からの入学志願に関する特殊事情承認願（幼稚部様式 I）	5

## II 特別支援学校高等部（虹の原特別支援学校高等部就業サービス科、希望が丘高等特別支援学校を除く。）及び高等部専攻科入学者選考実施要領

1	募 集	6
2	募 集 要 項	6
3	志 願 の 手 続 き	7
4	検 査 等	8
5	選 考	8
6	合 格 者 の 発 表	9
7	二 次 募 集	9
8	そ の 他	10

## III 特別支援学校高等部（虹の原特別支援学校高等部就業サービス科、希望が丘高等特別支援学校）入学者選考実施要領

1	募 集	11
2	募 集 要 項	11
3	志 願 の 手 続 き	12
4	検 査 等	13
5	選 考	13
6	合 格 者 の 発 表	14
7	追 検 査	14
8	二 次 募 集	15
9	そ の 他	16
	各特別支援学校の検査期日等	17
	県外からの入学志願に関する特殊事情承認願（高等部様式 I）	21
	追検査受検願（高等部様式 II）	22
	追検査受検の承認（高等部様式 II-1）	23
	追検査受検許可証（高等部様式 II-2）	24

#### IV 特別支援学校高等部訪問教育入学者選考実施要領

1	募 集	2 5
2	募 集 要 項	2 5
3	志 願 の 手 続 き	2 5
4	選 考	2 6
5	合 格 者 の 発 表	2 7
6	そ の 他	2 7
	高等部訪問教育入学願書（訪問様式1）	2 8
	高等部訪問教育調査書（訪問様式2）	2 9

#### V 付 録

特別支援学校入学者選考検査得点の開示について	3 3
簡易開示処理表（様式6-1 参考様式）	3 4
入学者選考検査簡易開示実施報告書（様式6-2）	3 5

# I 特別支援学校幼稚部入学者選考実施要領

## 1

## 募集

### 1 応募資格

原則として、学校教育法施行令第22条の3に示す障害の区分及び程度に該当する者で、保護者等とともに本県に在住し、かつ、次に該当する者とする。

3歳児クラス 平成29年4月2日から平成30年4月1日に生まれた者

4歳児クラス 平成28年4月2日から平成29年4月1日に生まれた者

5歳児クラス 平成27年4月2日から平成28年4月1日に生まれた者

### 2 募集定員

募集定員は、令和3年1月中に定める。

## 2

## 募集要項

- 1 志願先校長は、この実施要領に基づき募集要項を作成し、令和2年11月27日（金）までに特別支援教育課長あて提出する。 【募集定員は未記入のまま提出する。】
- 2 志願者は、志願先学校で実施される教育相談等で配付される募集要項を取得する。

## 3

## 志願の手続き

### 1 志願

入学志願は、1校に限るものとする。

### 2 入学願書等の作成・提出

#### (1) 入学願書等の作成と選考手数料

- ① 志願者は、入学願書（志願先校長が定める様式）を作成し、入学願書、その他必要な書類を志願先校長に提出する。
- ② 選考手数料は無料とする。

#### (2) 入学願書等の受付期間

志願先学校での入学願書受付期間は、令和3年2月19日（金）から2月26日（金）まで（必着）とし、受付時間は、9時から16時（最終日は12時）までとする。

- (3) 入学願書等の受理  
志願先校長は、入学願書等を受理したときは、受領書及び受検票（志願先校長が定める様式）を交付する。
- (4) 入学志願者数の報告  
志願先校長は、入学願書の受付締切後、次により特別支援教育課長に報告する。  
電子メール報告  
【令和3年2月26日（金）12時から13時までに、令和2年度版特別支援学校教務必携に示す別紙様式①により電子メールで報告する。】

### 3 県外からの志願

- (1) 県外から入学を志願する者は、入学願書等の提出期限の5日前までに、幼稚部様式I「県外からの入学志願に関する特殊事情承認願」（以下「県外特殊事情承認願」という。）及び当該都道府県教育委員会（政令指定都市を含む。以下「当該県教育委員会」という。）からの依頼書を本県教育庁特別支援教育課長（以下「特別支援教育課長」という。）あて提出し、あらかじめ本県教育委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 本県教育委員会は、「県外特殊事情承認願」を承認した場合は、「県外特殊事情承認願」に本県教育委員会教育長の承認印を押印のうえ、当該県教育委員会へ送付する。当該県教育委員会は、志願者あて送付する。
- (3) 「県外特殊事情承認願」を承認された者は、前記本県教育委員会教育長の承認印のある「県外特殊事情承認願」を入学願書に添えて、志願先校長へ提出する。

## 4

## 検査等

### 1 検査会場

検査会場は、志願先の各特別支援学校とする。

### 2 検査内容

必要な検査の内容については、志願先校長が定めたものによる。

### 3 面接

- (1) 志願先校長は、県教育委員会が別途定める入学者選考面接実施要領に基づいて、面接実施計画書を作成し、令和3年1月18日（月）までに、特別支援教育課長に提出するものとする。
- (2) 面接の実施及び結果の取扱いについては、十分な教育的配慮をすること。

### 4 検査期日等

- (1) 検査期日等は、17ページに示すとおりとする。
- (2) 日程については、志願先校長が定める。

## 5 検査の実施等

検査の実施及び評価等は、志願先学校がこれに当たる。

## 6 その他

特別の事情が生じた場合は、学校長は、直ちにその旨を特別支援教育課長に報告し、適切な処置をとること。

# 5

## 選考

### 1 選考

入学者の選考は、志願者から提出された書類、面接及びその他必要な検査等の結果を資料とし、志願先校長が行う。

### 2 入学者選考委員会

選考に当たっては、校長は入学者選考委員会を設置し、選考の公正を期するものとする。

# 6

## 合格者の発表

### 1 発表

令和3年3月17日（水）9時30分に各志願先学校において受検番号のみを発表する。別途、保護者あて文書で通知する。

### 2 報告

特別支援学校長は、合格発表後、次により特別支援教育課長に報告する。

#### 電子メール報告

【合格発表日の9時30分から10時30分までに、令和2年度版特別支援学校教務必携に示す別紙様式②により電子メールで報告する。】

**1 実施校**

合格発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない学校等においては、二次募集を行うものとする。

**2 募集定員**

募集定員は、原則として各学校の募集定員に対する欠員数とする。

**3 検査期日等**

- (1) 検査期日等は、17ページに示すとおりとする。
- (2) 日程については、志願先校長が定める。

**4 検査の実施等**

原則として一次募集に準じて行うものとする。

**5 合格者の発表等**

原則として一次募集に準じて行うものとする。

**1 入学許可**

- (1) 特別支援学校長は、合格者のうち手続きをした者に対して、入学を許可する。
- (2) 特別支援学校長は入学許可者数を、令和3年4月14日（水）までに、令和2年度版特別支援学校教務必携に示す報告用紙（様式6）により、特別支援教育課長に報告する。

**2 県外への志願**

県内から県外の都道府県（政令指定都市含む。）立特別支援学校への志願は、当該県教育委員会の定めるところによる。この場合、次の点に留意すること。

- (1) 志願者は、その志願する当該県教育委員会に各自で照会し、志願に必要な書類の交付を受けること。
- (2) 本県教育委員会教育長の承認等が必要な場合は、特別支援教育課長あてに願い出ること。郵送のときは、郵送料（返信料・書留速達料を含む。）を添えること。

**3 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に示す。**

(幼稚部様式 I)

県外からの入学志願に関する特殊事情承認願

令和 年 月 日

長崎県教育委員会教育長 様

保護者氏名

印

下記の特事情を承認して下さるようお願いいたします。

なお、貴県以外の特別支援学校へは志願しておりません。

志願者	氏名		生年月日	平成 年 月 日生
	現住所			
	入学後の住所 (予定)			
	出身(最終) 幼稚園 又は 保育所 又は 幼保連携型 認定こども園			
保護者	氏名		志願者との続柄	
	現住所			
	長崎県内住所 (予定)		転居年月日 (予定)	令和 年 月 日
準保 ず護 る者 者に	氏名		志願者との 続柄・間柄等	
	長崎県内住所	(電話番号)		
志願先学校		学校		
特殊 事情	(具体的に)			

上記の願いを承認します。

令和 年 月 日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠 二

印

(注1) 虚偽の記載をした者については、当該校長は受検又は合格を取り消すことができる。

出身(最終)幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園に該当しない場合は斜線を引くこと。

(注2) 保護者に準ずる者については、保護者が本県に居住できない場合に、祖父母、親戚等を記入すること。



## Ⅱ 特別支援学校高等部（虹の原特別支援学校高等部就業サービス科、希望が丘高等特別支援学校を除く。）及び高等部専攻科入学者選考実施要領

### 1

### 募集

#### 1 応募資格

原則として、学校教育法施行令第22条の3に示す障害の区分及び程度に該当する者で、保護者等とともに本県に在住し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

##### (1) 高等部

- ① 特別支援学校中学部もしくは中学校を卒業した者、又は令和3年3月に卒業する見込みの者
- ② 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者

##### (2) 高等部専攻科

- ① 特別支援学校高等部もしくは高等学校を卒業した者、又は令和3年3月に卒業する見込みの者
- ② 学校教育法施行規則第150条の各号の一に該当する者

#### 2 募集定員

令和3年1月中に定める。

#### 3 入学者選考

虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の入学者選考は、他校より早い期日に実施する。

### 2

### 募集要項

- 1 志願先校長は、この実施要領に基づき募集要項を作成し、令和2年11月27日（金）までに特別支援教育課長あて提出する。【募集定員は未記入のまま提出する。】
- 2 志願者の在学（又は出身）校の校長は、志願先学校が実施する生徒募集説明会等で配付される募集要項を取得し、志願者に提供する。

## 1 志願

入学志願は、1校に限るものとし、長崎県公立高等学校、又は他の県立特別支援学校との併願はできない。（虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の不合格者は除く。）

## 2 県外からの志願

- (1) 県外から入学を志願する者は、入学願書等の提出期限の5日前までに、高等部様式 I 「県外特殊事情承認願」及び当該県教育委員会からの依頼書を特別支援教育課長あて提出し、あらかじめ本県教育委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 本県教育委員会は、「県外特殊事情承認願」を承認した場合は、「県外特殊事情承認願」に本県教育委員会教育長の承認印を押印のうえ、当該県教育委員会へ送付する。当該県教育委員会は、志願者あて送付する。
- (3) 「県外特殊事情承認願」を承認された者は、前記本県教育委員会教育長の承認印のある「県外特殊事情承認願」を入学願書に添えて、志願先校長へ提出する。

## 3 入学願書等の作成・提出

- (1) 入学願書等の作成と選考手数料
  - ① 志願者は、入学願書（志願先校長が定める様式）を作成し、志願先校長が必要とする書類とともに、在学（又は出身）校の校長に提出する。
  - ② 選考手数料は無料とする。
- (2) 調査書等の作成  
志願者の在学（又は出身）校の校長は、志願者の調査書及びその他必要な書類（志願先校長が定める様式）を作成する。
- (3) 入学願書等の提出  
志願者の在学（又は出身）校の校長は、入学願書、調査書、その他必要な書類を志願先校長に提出する。
- (4) 入学願書等の受付期間等  
志願先学校での入学願書受付期間は、令和3年2月19日（金）から2月26日（金）まで（必着）とし、受付時間は、9時から16時（最終日は12時）までとする。
- (5) 入学願書等の受理  
志願先校長は、入学願書等を受理したときは、受領書及び受検票（志願先校長が定める様式）を交付する。
- (6) 入学志願者数の報告  
志願先校長は、入学願書の受付締切後、次により特別支援教育課長に報告する。  
電子メール報告  
【令和3年2月26日（金）12時から13時までに、令和2年度版特別支援学校教務必携に示す別紙様式1（高等部専攻科は別紙様式ア）により電子メールで報告する。】

## 4

## 検査等

### 1 検査会場

検査会場は、志願先の各特別支援学校（分校・分教室を含む）とする。

### 2 学力検査等

学力検査、その他必要な検査の内容については、志願先校長が定めたものによる。ただし、知的障害特別支援学校高等部の学力検査については、県教育委員会において作成したものとし、検査日時、検査問題等の配付、必要な注意事項等は別に示す。

### 3 面接

- (1) 志願先校長は、県教育委員会が別途定める入学者選考面接実施要領に基づいて、面接実施計画書を作成し、令和3年1月18日（月）までに、特別支援教育課長に提出するものとする。
- (2) 面接の実施及び結果の取扱いについては、十分な教育的配慮をすること。

### 4 検査期日等

- (1) 検査期日等は、17～20ページに示すとおりとする。
- (2) 日程については、志願先校長が定める。

### 5 検査の実施等

検査の実施及び採点等は、志願先学校がこれに当たる。

### 6 その他

特別の事情が生じた場合は、校長は、直ちにその旨を特別支援教育課長に報告し、適切な処置をとること。

## 5

## 選考

### 1 選考

入学者の選考は、志願者の在学（又は出身）校の校長から提出された調査書等の書類、学力検査、面接及びその他必要な検査等の結果を資料とし、志願先校長が行う。

### 2 入学者選考委員会

選考に当たっては、校長は入学者選考委員会を設置し、選考の公正を期するものとする。

## 6

## 合格者の発表

### 1 発表

令和3年3月17日（水）9時30分に各志願先学校において受検番号のみを発表する。

### 2 報告

特別支援学校長は、合格発表後、次により特別支援教育課長に報告する。

#### 電子メール報告

【合格発表日の9時30分から10時30分までに、令和2年度版特別支援学校教務必携に示す別紙様式2（高等部専攻科は別紙様式イ）により電子メールで報告する。】

## 7

## 二次募集

### 1 実施校

合格発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない学校等においては、二次募集を行うものとする。

### 2 募集定員

募集定員は、原則として各学校・学科の募集定員に対する欠員数とする。

### 3 検査期日等

- (1) 検査期日等は、17～20ページに示すとおりとする。
- (2) 日程については、志願先校長が定める。

### 4 検査の実施等

原則として一次募集に準じて行うものとする。

### 5 合格者の発表等

原則として一次募集に準じて行うものとする。

## 1 個別の教育支援計画の提出

在学（又は出身）校の校長は、合格者の個別の教育支援計画を令和3年3月26日（金）までに、合格先の特別支援学校長に提出する。ただし、学校教育法施行規則第95条1号に該当する者については、この限りではない。

## 2 入学許可

- (1) 特別支援学校長は、合格者のうち手続きをした者に対して、入学を許可する。
- (2) 特別支援学校長は入学許可者数を、令和3年4月14日（水）までに、令和2年度版特別支援学校教務必携に示す報告用紙（様式6）により、特別支援教育課長に報告する。
- (3) 特別支援学校長は、令和3年4月14日（水）までに、入学許可した生徒の氏名を出身中学校等の校長に通知するものとする。
- (4) 出身中学校等の校長は、入学した生徒の指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を令和3年4月23日（金）までに、入学先の特別支援学校長に送付する。
- (5) 入学した生徒の指導要録の抄本又は写し等を受理した特別支援学校長は、速やかに受領書（様式は任意）を出身中学校等の校長に送付する。

## 3 県外への志願

県内から県外の都道府県（政令指定都市含む。）立特別支援学校への志願は、当該県教育委員会の定めるところによる。この場合、次の点に留意すること。

- (1) 志願者は、その志願する当該県教育委員会に各自で照会し、志願に必要な書類の交付を受けること。
- (2) 本県教育委員会教育長の承認等が必要な場合は、特別支援学校長及び中学校長を経由して、特別支援教育課長あてに願い出ること。郵送のときは、郵送料（返信料・書留速達料を含む。）を添えること。

## 4 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に示す。

### Ⅲ 特別支援学校高等部（虹の原特別支援学校高等部就業サービス科、 希望が丘高等特別支援学校）入学者選考実施要領

#### 1

#### 募集

##### 1 応募資格

原則として、学校教育法施行令第22条の3に示す障害の知的障害者区分及び程度に該当する者で、保護者等とともに本県に在住し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 特別支援学校中学部もしくは中学校を卒業した者、又は令和3年3月に卒業する見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者

##### 2 募集定員

虹の原特別支援学校高等部就業サービス科の募集定員は、8名とする。  
希望が丘高等特別支援学校の募集定員は、32名とする。

##### 3 入学者選考

- (1) 虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の入学者選考は、他校より早い期日に実施する。
- (2) 虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の受検者のうち不合格者については、二次募集を実施する他の特別支援学校（職業学科）及び特別支援学校（普通科）への志願を可能とする。

#### 2

#### 募集要項

- 1 志願先校長は、この実施要領に基づき募集要項を作成し、令和2年11月2日（月）までに特別支援教育課長あて提出する。
- 2 志願者の在学（又は出身）校の校長は、志願先学校で実施される生徒募集説明会等で配付される募集要項を取得し、志願者に提供する。

## 1 志願

入学志願は、1校に限るものとし、長崎県公立高等学校、又は他の県立特別支援学校との併願はできない。

## 2 県外からの志願

- (1) 県外から入学を志願する者は、入学願書等の提出期限の5日前までに、高等部様式Ⅰ「県外特殊事情承認願」及び当該県教育委員会からの依頼書を特別支援教育課長あて提出し、あらかじめ本県教育委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 本県教育委員会は、「県外特殊事情承認願」を承認した場合は、「県外特殊事情承認願」に本県教育委員会教育長の承認印を押印のうえ、当該県教育委員会へ送付する。当該県教育委員会は、志願者あて送付する。
- (3) 「県外特殊事情承認願」を承認された者は、前記本県教育委員会教育長の承認印のある「県外特殊事情承認願」を入学願書に添えて、志願先校長へ提出する。

## 3 入学願書等の作成・提出

- (1) 入学願書等の作成と選考手数料
  - ① 志願者は、入学願書（志願先校長が定める様式）を作成し、志願先校長が必要とする書類とともに、在学（又は出身）校の校長に提出する。
  - ② 選考手数料は無料とする。
- (2) 調査書等の作成  
志願者の在学（又は出身）校の校長は、志願者の調査書及びその他必要な書類（志願先校長が定める様式）を作成する。
- (3) 入学願書等の提出  
志願者の在学（又は出身）校の校長は、入学願書、調査書、その他必要な書類を志願先校長に提出する。
- (4) 入学願書等の受付期間等  
志願先学校での入学願書受付期間は、令和2年12月7日（月）から12月11日（金）まで（必着）とし、受付時間は、9時から16時（最終日は12時）までとする。
- (5) 入学願書等の受理  
志願先校長は、入学願書等を受理したときは、受領書及び受検票（志願先校長が定める様式）を交付する。
- (6) 入学志願者数の報告  
志願先校長は、入学願書の受付締切後、次により特別支援教育課長に報告する。  
電子メール報告

【令和2年12月11日（金）12時から13時までに、令和2年度版特別支援学校教務必携に示す別紙様式1により電子メールで報告する。】

**1 検査会場**

検査会場は、志願先の各特別支援学校とする。

**2 学力検査等**

学力検査は、県教育委員会において作成したものとし、検査日時、検査問題等の配付、必要な注意事項等は別に示す。

**3 面接**

- (1) 志願先校長は、県教育委員会が別途定める入学者選考面接実施要領に基づいて、面接実施計画書を作成し、令和2年11月20日（金）までに提出する。
- (2) 面接の実施及び結果の取扱いについては、十分な教育的配慮をすること。

**4 検査期日等**

- (1) 検査期日は、18～19ページに示すとおりとする。
- (2) 日程については、志願先校長が定める。

**5 検査の実施等**

検査の実施及び採点等は、志願先学校がこれに当たる。

**6 その他**

特別の事情が生じた場合は、校長は、直ちにその旨を特別支援教育課長に報告し、適切な処置をとること。

**1 選考**

入学者の選考は、志願者の在学（又は出身）校の校長から提出された調査書等の書類、学力検査、面接及びその他必要な検査等の結果を資料とし、志願先校長が行う。

**2 入学者選考委員会**

選考に当たっては、校長は入学者選考委員会を設置し、選考の公正を期するものとする。



## 6

## 合格者の発表

### 1 発表

令和3年1月22日（金）9時30分に各志願先学校において受検番号のみを発表する。

### 2 報告

特別支援学校長は、合格発表後、次により特別支援教育課長に報告する。

#### 電子メール報告

【合格発表日の9時30分から10時30分までに、令和2年度版特別支援学校教務必携に示す別紙様式2により電子メールで報告する。】

## 7

## 追検査

虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の志願者のみ、インフルエンザ等のやむを得ない理由で入学者選考を受検できなかった場合、追検査を受検することができる。

### 1 追検査の対象

#### (1) 対象者

虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の志願者で、インフルエンザ等、本人に責任を帰さないやむを得ない理由によって、本検査の一部又はすべてにおいて本検査場及び別室での受検が困難な者に限る。

#### (2) 受検の承認

追検査の対象としては、インフルエンザの他、原則として以下の事由によるものとする。

- ① 不慮の事故による骨折等、本検査を受検できないと判断された者
- ② 本検査当日の保護者の葬儀等、本検査の受検ができない相当の理由があると判断された者

### 2 追検査の申請及び承認

#### (1) 受検の申請

志願者の在学（又は出身）中学校長は、追検査の受検希望があった場合は直ちに、志願先校長に電話で連絡するとともに、「追検査受検願」（高等部様式Ⅱ）を志願先校長に提出する。

さらに志願者の在学（又は出身）中学校長は、令和3年1月15日（金）12時までに、「受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）」を志願先校長に提出する。

## (2) 受検の承認

志願先校長は、追検査受検を承認したときは、追検査受検を承認する文書（高等部様式Ⅱ－１）及び追検査受検許可証（高等部様式Ⅱ－２）を志願者の在学（又は出身）中学校長に交付する。なお、虚偽の申請が明らかになった場合は、合格及び入学を取り消すこととする。

## 3 受検希望者の報告

志願先校長は令和3年1月15日（金）13時までにその旨を特別支援教育課長に電話で報告する。

## 4 検査会場

検査会場は、志願先の各特別支援学校とする。

## 5 検査期日等

令和3年1月21日（木）

日程等詳細については、志願先学校が実施する生徒募集説明会等で配付される募集要項を取得し、志願者に提供する。

## 6 選考

選考は、志願者の在学（又は出身）中学校の校長から提出された調査書等の書類及び追検査、面接及びその他必要な検査等の結果を資料として志願先校長が行うものとし、本検査の受検者と同様に定員内で選考する。

## 7 合格者の発表

令和3年1月22日（金）9時30分に各志願先学校において受検番号のみを発表する。

## 8 その他

- (1) 検査における受検票及び写真票については、本検査のものを使用する。
- (2) 追検査受検者に対する注意事項は、本検査に準じるものとする。

# 8

## 二次募集

### 1 実施校

合格発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない学校等においては、二次募集を行うものとする。ただし、不合格校に志願することはできない。

### 2 募集定員

募集定員は、原則として各学校・学科の募集定員に対する欠員数とする。

### 3 検査期日等

- (1) 検査期日等は、18～19ページに示すとおりとする。
- (2) 日程については、志願先校長が定める。

### 4 検査の実施等

原則として一次募集に準じて行うものとする。

### 5 合格者の発表等

原則として一次募集に準じて行うものとする。

## 9

## そ の 他

### 1 個別の教育支援計画の提出

在学（又は出身）校の校長は、合格者の個別の教育支援計画を令和3年3月26日（金）までに、合格先の特別支援学校長に提出する。ただし、学校教育法施行規則第95条1号に該当する者については、この限りではない。

### 2 入学許可

- (1) 特別支援学校長は、合格者のうち手続きをした者に対して、入学を許可する。
- (2) 特別支援学校長は入学許可者数を、令和3年4月14日（水）までに、令和2年度版特別支援学校教務必携に示す報告用紙（様式6）により、特別支援教育課長に報告する。
- (3) 特別支援学校長は、令和3年4月14日（水）までに、入学許可した生徒の氏名を出身中学校等の校長に通知するものとする。
- (4) 出身中学校等の校長は、入学した生徒の指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を令和3年4月23日（金）までに、入学先の特別支援学校長に送付する。
- (5) 入学した生徒の指導要録の抄本又は写し等を受理した特別支援学校長は、速やかに受領書（様式は任意）を出身中学校等の校長に送付する。

### 3 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に示す。

<各特別支援学校の検査期日等>

	学校名	部・学科		入学願書受付期間	検査期日	合格者発表日
視覚障害	盲学校	幼稚部(3、4、5歳)		一次 2月19日(金)~26日(金) 二次 3月17日(水)~23日(火)	一次 3月9日(火) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)
		高等部	普通科	一次 2月19日(金) ~2月26日(金) 二次 3月17日(水) ~3月23日(火)	一次 3月9日(火) ~3月10日(水) 二次 3月25日(木) ~3月26日(金)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)
		高等部 専攻科	理療科 保健理療科	一次 2月19日(金)~26日(金) 二次 3月17日(水)~23日(火)	一次 3月9日(火) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)
聴覚障害	ろう学校	幼稚部(3、4、5歳)	総合デザイン科 理容科	一次 2月19日(金) ~2月26日(金) 二次 3月17日(水) ~3月23日(火)	一次 3月9日(火) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)
		高等部 専攻科				
	ろう学校 佐世保分教室	幼稚部(3、4、5歳)		一次 2月19日(金) ~2月26日(金) 二次 3月17日(水) ~3月23日(火)	一次 3月10日(水) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)
知的障害・ 肢体不自由	佐世保 特別支援学校	高等部	普通科	一次 2月19日(金) ~2月26日(金) 二次 3月17日(水) ~3月23日(火)	一次 3月9日(火) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)
知的障害	佐世保 特別支援学校 高等部 北松分教室	高等部	普通科	一次 2月19日(金) ~2月26日(金) 二次 3月17日(水) ~3月23日(火)	一次 3月10日(水) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)

知的 障 害	佐世保 特別支援学校 高等部 上五島分教室	高等部	普通科	一次 2月19日(金) ~2月26日(金) 二次 3月17日(水) ~3月23日(火)	一次 3月10日(水) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)
	島原 特別支援学校	高等部	普通科	一次 2月19日(金) ~2月26日(金) 二次 3月17日(水) ~3月23日(火)	一次 3月9日(火) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)
	虹の原 特別支援学校	高等部	就業サービス科	一次 令和2年12月7日(月) ~12月11日(金) 二次 令和3年1月22日(金) ~1月28日(木)	一次 1月14日(木) 二次 2月3日(水)	一次 1月22日(金) 二次 2月5日(金)
			普通科	一次 2月19日(金) ~2月26日(金) 二次 3月17日(水) ~3月23日(火)	一次 3月9日(火) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)
	虹の原 特別支援学校 高等部 対馬分教室	高等部	普通科	一次 2月19日(金) ~2月26日(金) 二次 3月17日(水) ~3月23日(火)	一次 3月10日(水) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)
	虹の原 特別支援学校 壱岐分校	高等部	普通科	一次 2月19日(金) ~2月26日(金) 二次 3月17日(水) ~3月23日(火)	一次 3月10日(水) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)
	鶴南 特別支援学校	高等部	普通科	一次 2月19日(金) ~2月26日(金) 二次 3月17日(水) ~3月23日(火)	一次 3月9日(火) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)

知的障害	鶴南 特別支援学校 高等部 西彼杵分教室	高等部	普通科	一次 2月19日(金) ~2月26日(金) 二次 3月17日(水) ~3月23日(火)	一次 3月10日(水) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)
	鶴南 特別支援学校 時津分校	高等部	普通科	一次 2月19日(金) ~2月26日(金) 二次 3月17日(水) ~3月23日(火)	一次 3月10日(水) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)
	鶴南 特別支援学校 五島分校	高等部	普通科	一次 2月19日(金) ~2月26日(金) 二次 3月17日(水) ~3月23日(火)	一次 3月10日(水) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)
	希望が丘 高等特別 支援学校	高等部	生活サービス科 流通サービス科 環境デザイン科	一次 令和2年12月7日(月) ~12月11日(金) 二次 令和3年1月22日(金) ~1月28日(木)	一次 1月14日(木) ~1月15日(金) 二次 2月3日(水)	一次 1月22日(金) 二次 2月5日(金)
	川棚 特別支援学校	高等部	普通科	一次 2月19日(金) ~2月26日(金) 二次 3月17日(水) ~3月23日(火)	一次 3月9日(火) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)
肢体不自由	長崎 特別支援学校	高等部	普通科	一次 2月19日(金) ~2月26日(金) 二次 3月17日(水) ~3月23日(火)	一次 3月9日(火) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)

肢 体 不 自 由	諫早 特別支援学校	高等部	普通科	一次 2月19日(金) ~2月26日(金) 二次 3月17日(水) ~3月23日(火)	一次 3月9日(火) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)
病 弱 ・ 肢 体 不 自 由	桜が丘 特別支援学校	高等部	普通科	一次 2月19日(金) ~2月26日(金) 二次 3月17日(水) ~3月23日(火)	一次 3月9日(火) 二次 3月25日(木)	一次 3月17日(水) 二次 3月29日(月)

(高等部様式 I)

県外からの入学志願に関する特殊事情承認願

令和 年 月 日

長崎県教育委員会教育長 様

保護者氏名

印

下記の特殊事情を承認して下さるようお願いいたします。

なお、貴県以外の公立高等学校並びに特別支援学校へは志願しておりません。

志願者	氏名		生年月日	平成 年 月 日
	現住所			
	入学後の住所 (予定)			
	在学 学校	令和 年 月 日	卒業見込 学校	卒業
保護者	氏名		志願者との続柄	
	現住所			
	長崎県内住所 (予定)		転居年月日 (予定)	令和 年 月 日
準保 ず護 る者 者に	氏名		志願者との 続柄・間柄等	
	長崎県内住所	(電話番号)		
志願先学校		学校 科		
事特 情殊	(具体的に)			
中学校長所見				
上記の記載に相違ないこと及び貴県以外の公立高等学校並びに特別支援学校を志願していないことを証明します。 令和 年 月 日 立 校長 氏名 印				

上記の願いを承認します。

令和 年 月 日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

印

(注1) 虚偽の記載をした者については、当該校長は受検又は合格を取り消すことができる。

(注2) 保護者に準ずる者については、保護者が本県に居住できない場合に、祖父母、親戚等を記入すること。



(高等部様式Ⅱ)

## 追検査受検願

文 書 番 号  
令和 年 月 日

特別支援学校長 様

中学校長 印

貴校志願の本校生徒（卒業生）について、下記の理由により、追検査を受検させていただきますようお願いいたします。

志 願 者	受検番号	
	氏 名	
理 由		

- (注) 1 追検査の対象となる者は、インフルエンザ等、本人に責任を帰さないやむを得ない理由によって、本検査の一部又はすべての受検ができないと判断できる者に限る。
- 2 理由の欄は、学力検査当日に受検できなかった理由を具体的に記入すること。
- 3 追検査受検願（本様式）と併せて、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）を添付して、中学校長から志願先特別支援学校長へ提出すること。

(高等部様式Ⅱ－１)

文 書 番 号  
令和 年 月 日

中学校長 様

特別支援学校長 印

追検査受検の承認について

令和 年 月 日付け（文書番号）で申請のあったこのことについて、下記により承認します。

ついては、下記の対象生徒に別添の追検査受検許可証をお渡しいただくとともに、追検査当日持参するように御指導願います。

記

- |        |  |
|--------|--|
| 1 対象生徒 | 〇〇〇中学校 〇〇 〇〇   |
| 2 受検番号 | 〇〇〇〇   |
| 3 集合日時 | 令和3年1月21日（木） 〇〇時〇〇分                                  |
| 4 集合場所 | 〇〇〇特別支援学校  |
| 5 その他  | 持参品については、本検査と同様である。また、受検票は、本検査と同じものを使用するので、必ず持参すること。 |

## 追検査受検許可証

令和 年 月 日

特別支援学校長 印

下記の者に、追検査の受検を許可します。

### 記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 受 検 番 号   | 〇〇〇〇   |
| 2 志 願 者 氏 名 | 〇〇〇〇   |
| 3 集 合 日 時   | 令和3年1月21日(木) 〇〇時〇〇分  |
| 4 集 合 場 所   | 〇〇〇特別支援学校  |
| 5 持 参 品     | <ul style="list-style-type: none"><li>・追検査受検許可証(本用紙)</li><li>・受検票(本検査と同じもの)</li><li>・その他の持参品については、本検査と同様である。</li></ul> |

## IV 特別支援学校高等部訪問教育入学者選考実施要領

### 1 募集

#### 1 応募資格

原則として保護者とともに本県に在住し、長崎県立特別支援学校中学部もしくは県内の中学校を令和3年3月に卒業する見込みの者で、障害の程度が重度であるか又は重複しているため、もしくは長期の入院・療養等を行っているため、自宅又は福祉施設等からの通学及び寄宿舍への入舎が困難と認められる者とする。(障害の程度等の判断で、必要によっては診断書を求めることもある。)

### 2 募集要項

- 1 募集要項は、この実施要領に基づき県教育委員会で作成する。
- 2 志願者の在学校の校長は、県教育委員会から募集要項を事前に取り寄せ、志願者に提供する。

### 3 志願の手続き

#### 1 志願

入学志願は、1校に限るものとする。

#### 2 県外からの志願

県外からの志願は原則として認めない。特別の事情がある場合は、本県教育委員会に問い合わせること。

#### 3 入学願書等の作成・提出

##### (1) 入学願書等の作成と選考手数料

- ① 入学志願者は、入学願書(訪問様式1)を作成し、返信用封筒とともに在学校の校長に提出する。
- ② 選考手数料は無料とする。

##### (2) 調査書の作成

志願者の在学校の校長は、志願者の調査書(訪問様式2)を作成する。

なお、志願者の履修状況により、訪問様式2-①又は2-②についても作成する。

(3) 入学願書等の提出

志願者の在学校の校長は、保護者の意向を聴取したうえで、入学願書、調査書、返信用封筒を次の志願先校長に提出する。

志 願 先 学 校	生 徒 の 居 住 市 町
佐世保特別支援学校	佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、小値賀町、新上五島町
島原特別支援学校	島原市、雲仙市、南島原市
虹の原特別支援学校	対馬市
虹の原特別支援学校 壱岐分校	壱岐市
鶴南特別支援学校 五島分校	五島市
長崎特別支援学校	長崎市、西海市、長与町、時津町
諫早特別支援学校	諫早市
桜が丘特別支援学校	大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町

(4) 入学願書等の受付期間等

志願先学校での入学願書受付期間は、令和3年2月19日(金)から2月26日(金)まで(必着)とし、受付時間は、9時から16時(最終日は12時)までとする。

(5) 入学志願者数の報告

志願先校長は、入学願書の受付締切後、次により特別支援教育課長に報告しなければならない。

電子メール報告

【令和3年2月26日(金) 12時から13時までに、令和2年度版特別支援学校教務必携に示す別紙様式Iにより電子メールで報告する。】

4

**選考**

**1 選考**

入学者の選考は、書類選考とし、志願者の在学校の校長から提出された入学願書、調査書等を資料とし、志願先校長が行う。

**2 入学者選考委員会**

選考に当たっては、校長は入学者選考委員会を設置し、選考の公正を期するものとする。

**3 その他**

特別な事情がある場合は、志願先校長は、直ちにその旨を特別支援教育課長に報告し、必ず協議を行うこと。

**1 発表**

志願先校長から、令和3年3月17日（水）に文書で保護者あて通知する。

**2 報告**

志願先校長は、合格発表後、次により特別支援教育課長に報告しなければならない。

**電子メール報告**

【合格発表日の9時30分から10時30分までに、令和2年度版特別支援学校教務必携に示す別紙様式Ⅱにより電子メールで報告する。】

**1 入学許可**

- (1) 特別支援学校長は、合格者のうち手続きをした者に対して、入学を許可する。
- (2) 特別支援学校長は入学許可者数を、令和3年4月14日（水）までに、令和2年度版特別支援学校教務必携に示す報告用紙（様式6）により、特別支援教育課長に報告しなければならない。
- (3) 特別支援学校長は、令和3年4月14日（水）までに、入学許可した生徒の氏名を出身中学校等の校長に通知するものとする。
- (4) 出身中学校等の校長は、入学した生徒の指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を令和3年4月23日（金）までに、入学先の特別支援学校長に送付しなければならない。
- (5) 入学した生徒の指導要録の抄本又は写し等を受理した特別支援学校長は、速やかに受領書（様式は任意）を出身中学校等の校長に送付する。

**2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に示す。**

訪問様式1

整理番号 ※

高等部訪問教育 入学願書

令和 年 月 日

長崎県立

学校長 様

本人

保護者

印

貴校高等部第1学年（訪問教育）に入学を志願いたします。

志願者	ふりがな		生年月日	平成 年 月 日	
	氏名				
	現住所	〒 電話 ( ) -			
保護者	現住所	〒		志願者との続柄	
志願者の略歴	平成 年 月	学校小学部	入学	(通学・訪問)	
		小学校	入学	(通常・特別)	
	平成 年 月	学校小学部	卒業	(通学・訪問)	
		小学校	卒業	(通常・特別)	
	平成 年 月	学校中学部	入学	(通学・訪問)	
		中学校	入学	(通常・特別)	
	令和 年 月	学校中学部	(通学・訪問)	卒業見込	
		中学校	(通常・特別)	卒業見込	

【記入上の注意】

※印の欄は記入しない。

( ) 内は該当するものを○で囲む。(「特別」は、特別支援学級の略)

訪問様式 2

高等部訪問教育 調査書

						受検番号	※				
志願者	ふりがな					生年月日	平成	年	月	日	
	氏名					年齢	歳	性別			
	現住所	〒									
	略歴	令和 年 月 長崎県				立	学校中学部 卒業見込				
					立	中学校 卒業見込					
保護者	氏名										
	現住所	〒									
健康診断の記録	診断年月日	令和 年 月 日				医療措置等	治療、手術、入院や訓練の必要性				
	視力	右		聴力	右						
		左			左						
	その他の疾病										
運動規制及び生活規制											
障 害 の 状 況											
障害名											
障害の程度											
所見											
-----											
障害名											
障害の程度											
所見											
出欠の記録と主な欠席の理由											
学年	予定日数	欠席日数	学年	予定日数	欠席日数	学年	予定日数	欠席日数			
1			2			3					
理由			理由			理由					

注 1) ※印の欄は、志願先学校で記入する。

注 2) 障害の状況の所見については、標準検査の結果、診断書、身体障害者手帳、療育手帳等を参考にして、障害の程度が具体的にわかるように記入する。



教育活動に係る実態

身 辺 処 理	生活リズム		身 体 状 況	姿勢保持	
	食事			移動	
	排泄			装具等の使用	
	洗面				
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	着脱		社 会 性	対人関係	
	表現			集団参加	
	理解				
	手段				
情 緒 ・ 行 動 ・ 適 応	情緒		そ の 他		
	行動特性				
	環境適応				

訪問様式2-①

学 習 の 状 況			
自 立 活 動		特 別 活 動	
		そ の 他 の 教 科 等	
		総 合 的 な 学 習 の 時 間	
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項			
<p>本書の記載に相違ないことを証明します。</p> <p>令和   年   月   日</p> <p style="text-align: center;">記載責任者                  職名                  氏名                  印</p> <p style="text-align: center;">立                                  校長 氏名                  印</p>			

訪問様式2-②

学 習 の 状 況			
国語		特別活動	
社会		自立活動	
数学			
理科		総合的な学習の時間	
音楽			
美術			
保健体育		日常生活の指導	
職業・家庭		生活単元学習	
外国語		作業学習	
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項			
<p>本書の記載に相違ないことを証明します。</p> <p>令和    年    月    日</p> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 100px;">記載責任者</span> <span style="margin-right: 100px;">職名</span> <span style="margin-right: 100px;">氏名</span> <span>印</span> </p> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 100px;">立</span> <span style="margin-right: 100px;">校長</span> <span>氏名</span> <span style="float: right;">印</span> </p>			

## V 付録

### 特別支援学校入学者選考検査得点の開示について

- 1 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の開示（以下「簡易開示」という。）の対象となる個人情報  
特別支援学校入学者選考検査の教科別得点及び総得点
- 2 簡易開示の開始日及び期間
  - ① 簡易開示を開始する日は、合格発表の翌日からとする。ただし、特別支援学校長は特別の理由がある場合には、簡易開示を開始する日を変更することができる。
  - ② 簡易開示を行う期間は、原則として、簡易開示を開始する日から起算して1か月間とする。ただし、開示期間の末日が、長崎県の休日定める条例（平成元年7月長崎県条例第43号）第1条に定める県の休日に当たるときは、当該開示期間は、その翌日までとする。
- 3 簡易開示を行う場所等
  - ① 簡易開示を行う場所は、選考検査等を受検した特別支援学校とする。
  - ② 簡易開示の請求は、簡易開示を行う場所で受け付ける。なお、受付場所には「簡易開示処理表」（様式6-1 参考様式）を備え、開示件数等を把握できるようにしておくものとする。  
また、「簡易開示処理表」の保存期間は、令和3年度末までとする。
  - ③ 電話による簡易開示の請求は、受け付けないものとする。
- 4 簡易開示の請求者
  - ① 簡易開示の請求は、本人に限って認めるものとする。
  - ② 簡易開示の際の本人確認は、原則として、受検者本人による受検票の提示及び入学者選考時に提出された写真票により行うものとする。
- 5 開示の方法
  - ① 簡易開示の請求があったときは、本人確認を行ったのち、直ちに開示するものとする。
  - ② 簡易開示は、公文書の閲覧方式によるものとし、写しの交付は認めないものとする。
  - ③ 公文書の閲覧は、公文書に記載された本人の個人情報に係る部分のみを閲覧させる方法で行い、本人以外の情報が記載されている場合は、その部分を紙等で覆って、閲覧に供するものとする。
- 6 実施状況の報告  
簡易開示を行った特別支援学校長は、簡易開示の期間終了後7日以内に「簡易開示実施報告書」（様式6-2）により特別支援教育課長あて報告するものとする。
- 7 その他  
簡易開示を行う時間帯は、平日（土日、祝日以外の日）の9時から16時までとする。



(様式6-2)

文 書 番 号  
令和 年 月 日

特別支援教育課長 様

学 校 名  
校 長 氏 名  
(公 印 省 略)

令和3年度 長崎県立特別支援学校入学者選考検査 簡易開示実施報告書

長崎県個人情報保護条例第24条に基づく令和3年度の長崎県立特別支援学校入学者選考検査に係る開示件数を下記のとおり報告します。

記

(令和2年度内の実施分)

1 開示期間	令和3年3月18日 ~ 令和3年3月31日
2 開示件数	件
3 備 考	

(令和3年度内の実施分)

1 開示期間	令和3年4月1日 ~ 令和3年4月19日
2 開示件数	件
3 備 考	

(総実施分)

1 開示期間	令和3年3月18日 ~ 令和3年4月19日
2 開示件数	件
3 備 考	

注) 本報告書は、簡易開示期間終了後7日以内に特別支援教育課長あて提出すること。